

取消基準について(案)

1 取消基準

ア 評価項目（必要項目）に掲げる事項を満たしていないことが確認された場合

イ 評価項目（加点項目）の加点合計が認定基準を満たさず、その改善が見込まれない場合

ウ 不正の手段により認定又はその更新を受けたことが確認された場合

(注) 申請時に認定基準を満たすことを誓約するとともに、認定基準を満たさなくなったときや取消基準に該当するようになったときに認定証を返納することの誓約書を添付させる。

2 取消手続き

(1) 認定基準を満たさなくなったとして企業から認定証の返納があった場合は、認定を返上したのものとして、優良企業の名簿から外す。

→ この場合、認定基準を再度満たし、再申請がなされれば、受理し必要な手続きを行う。

(2) 認定基準を満たさなくなったにもかかわらず認定証の返納がないなど、取消基準に該当することが確認された場合は、認定の取消しを通知した上で、認定証を返納させる。

→ この場合、取消後2年間は、再申請ができないこととする。